

市民活動団体の公益的な
活動を応援します！

市民活動団体 登録のご案内

困っています。

力を貸して！

どんな活動があるの？

一緒に活動がしたい！

こんなことができます！

協力します！

海津市内で、自主的かつ自発的に公益的な活動を行う団体の情報を登録し、これを公表することにより、多様な活動主体の連携を促進するとともに、市民の市民活動への参加機会の創出を図ります。

● 登録のメリット

- ・登録団体向けの市補助金が申請できます。
- ・団体の紹介、イベント開催、会員募集などの情報を市HPやSNSにより発信できます。
- ・団体の打ち合わせなどに会議室が利用できます。
- ・複合機が月100枚まで無料で利用できます。
- ・市が開催するセミナーなどの案内が届きます。

登録に関する詳しい内容は裏面にて

【問い合わせ・提出先】

海津市 市民生活部 生活・環境課 まちづくり協働センター

〒503-0411 海津市南濃町駒野827番地1

TEL:0584-71-6303 E-mail:kaizu-machisen@city.kaizu.lg.jp

市民活動団体の登録について

◆ 登録の要件

市民活動団体として登録できる団体は、次に掲げる要件を全て満たすものとしします。

- 主として海津市内で活動する団体であること。
- 定款、規約、会則等が整備されていること。
- 3人以上の会員で構成されていること。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- 政治活動、宗教活動、選挙活動等を目的とする団体でないこと。

◆ 登録の流れ

① 登録を申請する団体は、以下の申請書等を提出してください。

※書類の作成方法など、ご不明な点等ございましたら、お気軽にお尋ねください。

- 市民活動団体登録申請書(様式第1号) (窓口または市ホームページにあります)
- 会則又は規約(特定非営利活動法人にあっては、定款)
- 役員名簿
- 申請する日の属する事業年度の予算書及び事業計画書
- 直近の事業年度の決算書※団体設立後、1年未経過の団体を除く。
- 公開情報確認票
- 活動状況が確認できる資料(チラシ、写真など)

<海津市市民活動団体の登録HP>



② 提出された書類を市が確認し、登録の適否について、市から申請団体の代表者へ通知します。

③ 登録団体の情報は、市ホームページにて公開します。

※登録内容に変更があった場合、すみやかに届け出てください。

◆ 申請窓口

海津市 市民生活部 生活・環境課 まちづくり協働センター

〒503-0411 海津市南濃町駒野827番地1

TEL:0584-71-6303 E-mail:kaizu-machisen@city.kaizu.lg.jp